

# 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1 開催日時 令和5年6月7日（水） 13時30分

2 開催場所 篠栗町役場 2階 中会議室

3 出席委員（11名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）  
10番 松田 護（副会長）  
1番 井上 宗利  
2番 井上 重誠  
3番 平井 眞澄  
5番 井上 勘次  
6番 村瀬 久美子  
7番 城戸 一寿  
8番 葉山 繁美  
11番 柳池 達美  
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則  
川内 行雄

4 欠席委員（1名）

9番 三代 由美子

5 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 篠栗町農地利用集積計画

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（1件）

議案第3号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱（勢門地区）

議案第4号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱（篠栗地区）

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出（1件）

6 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 谷川 龍太郎

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和5年6月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、1名の欠席がありますが過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>3番： 平井 眞澄 委員</p> <p>5番： 井上 勘次 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局 谷川さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号から第4号を審議し、報告第1号を受けて散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第1号 篠栗町農地利用集積利用計画 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農地利用集積計画（利用権設定）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第1号 篠栗町農地利用集積計画 説明】</b></p> <p>それでは「議案第1号 篠栗町農地利用集積計画（利用権設定）」について説明します。</p> <p>議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集</p>

積計画（利用権設定）1件となります。

議案書は1～2ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和5年4月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、新規1件、合計面積1,280㎡（1.2ha）です。

**【議案書の朗読】**

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

**【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定） 採決】**

ありがとうございました。

	<p>それでは、議案第1号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号1は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 説明】</b></p> <p>それでは「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は1件となっております。</p> <p>議案書3～4ページをご覧ください。</p> <p>令和5年5月10日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。</p> <p><b>【議案第2号 の朗読】</b></p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は合計 2,893</p>

	<p>m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がなく、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について地元農業委員の松田副会長から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
10 番 (松田副会長)	<p>特に問題ありません。</p>
議 長	<p><b>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 採決】</b></p> <p>議案第2号について審議、採決いたします。</p> <p>議案第2号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、議案第2号については原案のとおり決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用最適化推進委員の委嘱（勢門地区）】</b></p> <p>それでは、「議案第 3 号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第 3 号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱（勢門地区）】説明</b></p> <p>それでは議案第 3 号および 4 号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。</p> <p>議案書 5～6 ページになります。</p> <p>皆様方ご存知のとおり、農地利用最適化推進委員 2 名について現農業委員会で決定し、次期農業委員会から委嘱書の交付をお願いすることとしており、お二人の方から、農地利用最適化推進委員への応募がありましたので、それぞれ議案第 3 号および 4 号として採決をお願いするものです。</p> <p>まず、議案第 3 号についてですが、現農業委員の松田委員が対象となりますので、「農業委員会法第 24 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定により、松田委員には只今から採決終了まで退室をお願いいたします。</p> <p><b>【松田委員 退室】</b></p> <p>別冊資料については、恐れ入りますが後程回収いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。</p> <p>議案第 3 号 篠栗町農地利用最適化推進委員を委嘱しようとする松田護氏の経歴、農業経営の状況、応募理由については別冊資料 頁に記載のとおりです。皆様の選考をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 3 号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱 採決】</b></p> <p>ありがとうございます。只今事務局から説明のあった通りです。</p>

	<p>皆さんから何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p><b>【意見、質問なし】</b></p> <p>それでは、採決いたします。議案第3号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱について、松田護氏に決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席者全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、松田護氏に篠栗町農地利用最適化推進委員を委嘱することに決定いたします。</p> <p>松田委員は入室してください。</p> <p><b>【松田委員 入室】</b></p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第4号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱（篠栗地区） 審議】</b></p> <p>それでは議案第4号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第4号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱（篠栗地区）】説明</b></p> <p>続いて、議案第4号についてですが、現農業委員の柳池達美委員が対象となりますので、「農業委員会法第24条及び篠栗町農業委員会会議規則第10条、議事参与の制限」の規定により、柳池委員には只今から採決終了まで退室をお願いいたします。</p> <p><b>【柳池委員 退室】</b></p> <p>議案第4号 篠栗町農地利用最適化推進委員を委嘱しようとする柳池達美氏の経歴、農業経営の状況、応募理由については別冊資料 頁に記載のとおりです。皆様の選考をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第4号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱（篠栗地区） 採決】</b></p>

	<p>ありがとうございます。只今事務局から説明のあった通りです。</p> <p>皆さんから何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p><b>【意見、質問なし】</b></p> <p>それでは、採決いたします。議案第4号 篠栗町農地利用最適化推進委員の委嘱について、柳池達美氏に決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【出席者全員賛成】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、柳池達美氏に篠栗町農地利用最適化推進委員を委嘱することに決定いたします。</p> <p>柳池委員は入室してください。</p> <p><b>【柳池委員 入室】</b></p>
<p>議 長</p>	<p><b>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>はい、それでは報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書7～9ページをご覧ください。令和5年4月27日に受理したものです。</p> <p><b>【報告第1号 朗読】</b></p> <p>(7ページを読み上げます。 譲受人は篠栗町の株式会社MART、渡し人は松田護委員 申請土地は和田一丁目332番です。8～9ページをお開きください。和田土地区画整理事業区域内の農地1筆です。</p> <p>申請地は資料のとおり仮換地が指定され、今回の届出はこの仮換地が対象となります。</p>

	<p>土地区画整理事業区域内につき、開発許可の手続きは不要。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第1号については地元農業委員が譲渡人である松田委員となります。何かご意見、ご質問などはありませんでしょうか。</p> <p><b>【意見、質問等なし】</b></p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>
事務局	<p><b>【事務連絡】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 転作確認について</li><li>・ 新規就農者の報告について</li><li>・ 視察研修について</li></ul> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p> <p>それでは、これで令和5年6月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>